



島教協

# 情報

http://www.kyougikai.org

E-mail  
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.723

## 島教協第六十回定期総会中止にあたって

会長挨拶

吉田 修

島教協会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、例年とは大きく違い、まさに手探り状態とも言える新年度をお迎えのことと思います。本年度も皆様のご信任を賜り、引き続き島教協会長の大役を仰せつかることになりました。役員一同、力を合わせて会員の皆様のために、そして子どもたちのために、全力で職務に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いたします。

4月の「島教協情報」でお知らせしましたように、今年度は定期総会を中止することとしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためです。第六十回となる節目の年の総会であり、今年度は島教協にとって大きな変革の年となることから、会員の皆様に直接ご説明し、ご意見を伺いたいことがたくさんありましたが、皆様の健康を何よりも優先しなければなりませんので中止としました。お忙しいとは思いますが、議案書に目を通していただき、書面議決書にてご意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

島教協にとつての大きな変革というのは、専従の退職により事務局体制が変わることです。現場の教諭が休職をして専従を行う休職専従は、会員の減少により平成二十七年から置き換わりましたが、OB会員の再任用という形で昨年度までは事務局で専従の仕事をしていただくことができていました。そのおかげで昨年度まではとても充実したきめの

細かい活動を行うことができていました。しかし、今年度からはその立場の方がいません。事務局のメンバーを中心に、現場にいる役員で活動を担いますが、これまで通りの活動を行っていくことは難しいと思います。今年度からは活動の中身を見直して、どうしても必要な部分に絞って重点的な活動を行っていく必要があります。では、何をどう絞るのか。その判断基準は、島教協のスローガンである「子どもたちのより良き成長のために」の一点です。子どもたちのためになるかどうかを見極めながら、活動を展開していきま

今年度、島教協は結成六十周年を迎えました。昭和三十六年十月二十八日に、教育の正常化を目指して島教協を結成した先達の熱い思いは、脈々と受け継がれています。組織として取り組む課題は時代の変化とともに変わってきましたが、子どもたちのためという思いで、一貫して是非々の立場で活動してきました。島根の教育環境をより良いものにするために島教協が果たしてきた役割はとも大きなものがあつたと自負しています。島根の教育環境をさらに良いものにしていくために、島教協という組織は今後も必要な組織です。なぜなら現場の教職員一人一人の声は、組織でなければ行政に届けることができなからず、要望をしていくその力の源は組織の大きさ、数ですが、そこが弱ってきています。そのため、島教協の未来を見据えて、この組織のあり方を大きく見直さなければならぬ時期にきています。会員の皆様のお力がますます必要となります。組織の拡大にご協力ください。お願いたします。

そして島教協として、今年度も現場の切実な声をしっかりと県、国の方へ届けていきたいと思っております。アンケート等を通して、それぞれの現場での実態や問題点、改善のアイデア等をお寄せください。すぐには変わらないことが多いのですが、決してあきらめることなく、粘り強く声を出し続けていくことが大切だと考えています。

昨年の全日教連教育研究全国大会岐阜大会の記念講演で、元WBC世界フライ級チャンピオンの内藤大助氏は「人は自分のためだと思つと限界ができるが、だれかのためだと思つと無限にがんばれる。」とおっしゃいました。無限というわけには行きませんが、我々教職員は子どものためとなると、つい頑張りすぎてしまう傾向があります。今年度は新型コロナウイルスの蔓延という予測不能の不確実な要素もあります。子どもたちをより良い方向へと導いていくためには、まず我々が元気でなくてはなりません。ご自身の健康をしっかりと守りながら、日々の教育実践に取り組んでいただければと思います。そして島根の教育環境をより良くしていくために、手を携え合つて進んでいきましょう。今後とも会員の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

今回の総会では中止となつたため、会員の皆様には、この「島教協 情報」や議案書をお送りしています。熟読いただき、同封していただきます。「書面議決書」をもって議決権を行使してください。

学校名・氏名・議案に対する賛成・反対・ご意見やご質問をご記入いただき、学校で取りまとめ事務局までお送りください。締め切りを六月五日（金）としております。